

## エボラ出血熱対策について

平成 26 年 3 月以降、西アフリカのギニア、リベリア、シエラレオネで流行が続いているエボラ出血熱に関する対策について、御報告いたします。

### 1 ギニア、リベリア、シエラレオネからの帰国者への働きかけ

検疫所では、ギニア、リベリア、シエラレオネ（以下、「流行国」とする。）への 21 日以内の滞在歴が把握された者について 21 日間の健康監視を実施しており、横浜市内に所在する者の健康監視を開始した場合には、速やかに横浜市保健所に連絡が入ります。

この連絡を受けた段階で、保健所においても検疫所と連携し、患者に対して、発熱症状を呈した場合には至急保健所に連絡をもらうこと及び絶対に医療機関へ受診しないことを徹底します。



### 2 本市で疑い患者が発生した場合の対応

#### (1) 疑い患者の移送

保健所では、原則として、1 か月以内に流行国に渡航歴がある発熱患者から連絡を受けた場合、その場に待機を要請するとともに、直ちに職員が患者の元まで出向き、感染防護対策を万全に行った上で、速やかに第一種感染症指定医療機関である市民病院まで移送します。

#### (2) 市民病院での治療、検体採取

市民病院では、一類感染症に対応した 2 床の専用病床にて、専門チームを編成して治療等を行います。なお、検査に要する血液等の検体は、市民病院にて採取します。

#### (3) 検査

血液等の検体は、速やかに国立感染症研究所（東京都武蔵村山市）まで警察車両にて搬送し、検査を実施します。

#### (4) 感染拡大防止対策

検査の結果陽性と判明した場合には、患者の発症後の行動を詳細に聞き取り、患者と接触した人に対して 21 日間の健康状態を確認するとともに、必要に応じて外出の自粛要請を行うなど、感染の拡大防止を図ります。また、患者がいた場所の消毒等を行います。

#### (5) 公表と電話相談窓口の設置

厚生労働省と連携して、疑い患者の段階であっても速やかに記者発表等により公表するとともに、市民の不安に対処するため、直ちに電話相談窓口を設置します。

### 3 近隣自治体で患者が発生した場合の対応

#### (1) 市民病院へのサポート

神奈川県内で疑い患者が発生した場合や横浜検疫所にて疑い患者が確認された場合、患者には市民病院にて治療や検体採取等が行われます。保健所でも市民病院が治療等に専念できるようにサポートしていきます。

#### (2) 電話相談窓口の設置

近隣自治体で患者が発生した場合等においても、市民の不安に対処するため、電話相談窓口を設置します。

### 4 訓練実施状況

平成 26 年 12 月 3 日	患者搬送・問診調査・消毒作業等の訓練
平成 26 年 12 月 11 日	患者搬送等訓練（横浜検疫所等との合同訓練）
平成 27 年 1 月 20 日（予定）	患者搬送等訓練（市民病院との合同訓練）

※その他、感染防護服の着脱訓練等は、随時実施しています。

#### 【参考】エボラ出血熱について（出典：厚生労働省作成 Q & A）

エボラ出血熱は、エボラウイルスによる感染症です。エボラウイルスに感染すると、2～21 日（通常は 7～10 日）の潜伏期の後、突然の発熱、頭痛、倦怠感、筋肉痛、咽頭痛等の症状を呈します。次いで、嘔吐、下痢、胸部痛、出血（吐血、下血）等の症状が現れます。現在、エボラ出血熱に対するワクチンや特異的な治療法はないため、患者の症状に応じた治療（対症療法）を行うことになります。